

事 務 連 絡
平成19年 5 月 1 5 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(フィリピン産オクラ及びその加工品)

平成19年度輸入食品等モニタリング計画については、平成19年3月30日付け食安輸発第0330005号（最終改正：平成19年5月9日付け食安輸発第0509001号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、フィリピン産生鮮オクラにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくをお願いします。

記

- 1 対象食品
フィリピン産オクラ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目
残留農薬（テブフェノジドを含む。）

（違反事例）

1. 品 名：生鮮オクラ
2. 生産国：フィリピン
3. 検査結果：テブフェノジド 0.18ppm（基準値：0.01ppm）
4. 検 疫 所：成田空港検疫所（届出受付番号：第21014366610号1欄）
5. 輸 入 者：ゴールドデンアルファ株式会社